

早川町低入札価格調査制度実施要領

(目的)

第1条 町が発注する工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、入札心得第9条に規定する最低価格の入札者を落札者とししない場合(以下、「低入札価格調査制度」という。)の手続きについて、次の通り定める。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度を採用する対象工事は、競争入札に付した全ての建設工事とする。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいうものとする。

2 調査基準価格は、対象工事の予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に $8.5/10$ を乗じて得た額を超える場合であっては、 $8.5/10$ を乗じて得た額とし、予定価格に $2/3$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては、 $2/3$ を乗じて得た額とする。

(1)直接工事費の額

(2)共通仮設費の額

(3)現場管理費相当額に $1/5$ を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を工事の予定価格に $2/3$ を乗じて得た額から $8.5/10$ を乗じて得た額までの範囲内で適宜定めることができる。

4 契約担当者は、予定価格及び最低制限価格調書に、調査基準価格を記載するものとする。

(調査の実施)

第4条 総務課長は、第3条の調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札決定を保留し、工事担当課長と共に、当該入札者による当該契約の内容に適合した履行の可否について調査を行う。

2 調査は、次に掲げる事項について、事情聴取及び関係機関への照会等により行うものとする。

(1)当該価格により入札した理由(入札価格の内訳書を提出させるものとする)

- (2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 契約対象工事の実施場所付近における手持工事の状況
- (4) 契約対象工事の実施場所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と当該入札者との関係
- (7) 手持機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給の見通し
- (9) 過去に施工した公共工事の工事名、発注者及び成績状況
- (10) 当該入札者の経営状態
- (11) その他必要な事項

(低入札価格調査委員会の設置)

第 5 条 低入札価格調査制度の適正な運用を図るとともに、前条第 2 項の調査の結果について審査を行うため、早川町低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、早川町入札・契約制度合理化対策委員会設置要綱第 3 条に掲げる者をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、町長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 委員長は、前条の調査の結果について報告を受けたときは、委員会の会議を招集するものとする。

6 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 委員会の議事は、出席した委員長及び委員の過半数の意見により決するものとする。

8 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

9 委員会の会議は、公開しない。

10 委員会の庶務は、総務課財政担当が担当する。

(審査結果による措置)

第 6 条 総務課長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められた意見のときは、直ちに当該入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

2 総務課長は、委員会の審査の結果、最低価格入札者がした入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた意見のときは、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者、もしくは総合評価落札方式により評価値が最も高かった者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者の入札価格が調査基

準価格を下回る場合は、次順位者について第４条の調査を行う。

３ 総務課長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては、落札者とし、他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨の通知を行うとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

４ 総務課長は、次順位者を落札者と決定したときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び委員会の意見を記載した書面(様式１０「低入札価格調査結果報告書」)を町長に提出するものとする。

(調査結果等の公表)

第７条 調査の対象となった工事については、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調査等の摘要欄等に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

２ 入札結果を公表する期間は、契約を締結した日の翌日から起算して１年間とする。

(適正な履行の確保)

第８条 この要領の規定を適用して行う契約の履行に当たっては、その適正な履行を確保するため、当該工事主幹課長自ら又は監督員をして、次に定める措置をとるものとする。

(１)建設業法第２４条の７の規定による施工体制台帳を提出させ、及び必要に応じその内容について事情聴取を行うこと。

(２)工事の監督及び検査業務を強化すること。

(３)その他適正な履行の確保のために必要な措置を行うこと。

附則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

平成１６年１２月１日施行の早川町低入札価格調査制度実施要領は廃止する